

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和５年４月１日現在）
行政職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	80	14.2	主事 技師 社会福祉士 保健師 保育士 幼稚園教諭 学芸員 計	37 2 1 7 31 1 1 80	290	51.3	係員級
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	60	10.6	主事 技師 保健師 管理栄養士 保育士 幼稚園教諭 計	37 5 2 1 14 1 60			
3 級	主任の職務	150	26.5	主任 計	150 150			
4 級	1 係長又は主査の職務 2 保育園又は幼稚園の園長代理の職務	141	25.0	係長 主査 園長代理 計	40 82 19 141	141	25.0	係長級
5 級	1 課長補佐又は副主幹の職務 2 保育園又は幼稚園の園長の職務	66	11.7	課長補佐 保健センター所長補佐 副主幹 園長 計	39 1 13 13 66	66	11.7	課長補佐級
6 級	1 課長の職務 2 班長の職務 3 主幹の職務 4 保育園又は幼稚園の総園長の職務 5 監査委員事務局次長の職務 6 農業委員会事務局長の職務	42	7.4	課長 保健センター所長 班長 主幹 監査委員事務局次長 検査監 計	27 1 6 6 1 1 42	42	7.4	課長級
7 級	1 次長又は副参事の職務 2 会計管理者の職務 3 市民病院事務局次長の職務 4 議会事務局次長の職務 5 教育委員会事務局次長の職務 6 監査委員事務局長の職務	17	3.0	次長 副参事 会計管理者 監査委員事務局長 計	13 2 1 1 17	17	3.0	次長級
8 級	1 部長又は参事の職務 2 市民病院事務局長の職務 3 議会事務局長の職務 4 教育委員会事務局長の職務	9	1.6	部長 市民病院事務局長 議会事務局長 教育委員会事務局長 計	6 1 1 1 9	9	1.6	部長級
	合計	565	100.0	※再任用職員を含む。				

公安職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	消防士の職務	19	16.8	消防士	19	69	61.1	係員級
				計	19			
2 級	困難な業務を処理する消防士の職務	15	13.3	消防士	15			
				計	15			
3 級	主任の職務	35	30.9	主任	35			
				計	35			
4 級	係長又は主査の職務	21	18.6	係長 主査	21	21	18.6	係長級
				計	21			
5 級	1 課長補佐又は副主幹の職務 2 出張所長代理の職務	8	7.1	課長補佐	6	8	7.1	課長補佐級
				出張所長代理	2			
				計	8			
6 級	1 消防署の副署長又は課長の職務 2 主幹の職務 3 出張所長の職務	8	7.1	副署長	2	8	7.1	課長級
				署課長	2			
				主幹	4			
				計	8			
7 級	1 次長又は副参事の職務 2 消防本部の課長の職務 3 消防署長の職務	6	5.3	次長	1	6	5.3	次長級
				本部課長	3			
				署長	2			
				計	6			
8 級	消防長又は参事の職務	1	0.9	消防長	1	1	0.9	部長級
				計	1			
	合計	113	100.0	※再任用職員を含む。				

医療職給料表（１）

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
１級	医療業務を行う職務	０	０.０			０	０.０	係長級
				計	０			
２級	１ 医長の職務 ２ 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	４	21.1	医長	３	４	21.1	課長級
				医師	１			
				計	４			
３級	副部長又は副参事の職務	０	０.０			０	０.０	次長級
				計	０			
４級	副院長、診療局長、部長又は参事の職務	14	73.7	副院長	2	14	73.7	部長級
				診療局長	1			
				部長	11			
				計	14			
５級	病院長の職務	1	5.2	病院長	1	1	5.2	
				計	1			
	合計	19	100.0					

医療職給料表（２）

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
１級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は歯科衛生士（以下「医療技術職員等」という。）の職務	2	5.1	理学療法士	1	25	64.1	係員級
				臨床工学技士	1			
				計	2			
２級	1 薬剤師の職務 2 困難な業務を行う医療技術職員等の職務	14	35.9	薬剤師	4			
				理学療法士	4			
				臨床工学技士	2			
				作業療法士	2			
				歯科衛生士	1			
				臨床検査技師	1			
				計	14			
３級	主任の職務	9	23.1	主任	9			
				計	9			
４級	薬剤長、技師長又は主査の職務	5	12.8	技師長	2	5	12.8	係長級
				主査	3			
				計	5			
５級	科長補佐、室長補佐又は副主幹の職務	4	10.3	科長補佐	2	4	10.3	課長補佐級
				副主幹	2			
				計	4			
６級	1 科長又は室長の職務 2 主幹の職務	5	12.8	科長	5	5	12.8	課長級
				計	5			
７級	部長の職務	0	0.0	部長	0	0	0.0	部長級
				計	0			
	合計	39	100.0	※再任用職員を含む。				

医療職給料表（３）

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
１級	准看護師の職務	0	0.0			83	59.7	係員級
				計	0			
２級	看護師の職務	50	36.0	看護師	50			
				計	50			
３級	主任の職務	33	23.7	主任	33			
				計	33			
４級	看護師長、副師長又は主査の職務	48	34.5	看護師長	9	48	34.5	係長級
				副師長	14			
				主査	25			
				計	48			
５級	副院長、部長、副部長、科長又は主幹の職務	8	5.8	部長	1	8	5.8	部課長級
				副部長	1			
				科長	1			
				主幹	5			
				計	8			
	合計	139	100.0					

技能労務職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階						
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階				
1 級	1 技能職員の職務	0	0.0			8	32.0	係員級				
	2 労務職員の職務											
			計	0								
2 級	1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技能職員の職務	2	8.0	調理員	2							
	2 困難な業務を行う労務職員の職務											
			計	2								
3 級	1 特に高度な技能又は経験を必要とする業務を行う技能職員の職務	6	24.0	調理員	3							
				業務員	1							
	2 特に高度な業務を行う労務職員の職務				用務員				1			
	3 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技能職員の職務				運転手				1			
	4 特に困難な業務を行う労務職員の職務				計	6						
4 級	1 特に高度な技能又は経験を必要とする業務を行う技能職員で、市長が特に必要と認めた職務	17	68.0	調理員	12	17	68.0	係長級				
				業務員	5							
	2 特に高度な業務を行う労務職員で、市長が特に必要と認めた職務				計				17			
	合計	25	100.0	※再任用職員を含む。								

企業職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	1	5.0	主事	1	7	35.0	係員級
				計	1			
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	2	10.0	技師	2			
				計	2			
3 級	主任の職務	4	20.0	主任	4			
				計	4			
4 級	係長又は主査の職務	8	40.0	係長	1	8	40.0	係長級
				主査	7			
				計	8			
5 級	課長補佐又は副主幹の職務	2	10.0	課長補佐	2	2	10.0	課長補佐級
				計	2			
6 級	1 課長の職務 2 主幹の職務	0	0.0	課長	0	0	0.0	課長級
	計			0				
7 級	次長又は副参事の職務	2	10.0	次長	1	2	10.0	次長級
				副参事	1			
				計	2			
8 級	部長又は参事の職務	1	5.0	部長	1	1	5.0	部長級
				計	1			
	合計	20	100.0	※再任用職員を含む。				